

日本私立大学協会  
私立大学ガバナンス・コード<第 2.0 版>  
「点検結果報告書」

**共通様式**

①法人名称	学校法人 光星学院
②設置大学名称	八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部
③担当部署	学務部学務課
④問合せ先	gakumu-ka@kg.hachinohe-u.ac.jp
⑤点検結果の確定日	2026年3月11日
⑥点検結果の公表日	2026年3月13日
⑦点検結果の掲載先 URL	<a href="https://www.hachinohe-u.ac.jp/univ/disclosure/">https://www.hachinohe-u.ac.jp/univ/disclosure/</a>
⑧本協会による公表	承諾する

**【備考欄】**

--

**様式 I****I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果**

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

**I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明**

該当する基本原則	説明

**I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明**

該当する原則	説明

**様式Ⅱ****Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況****原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立**

実施項目 1－1①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	大学設置基準等の法令に基づき、学内向けの資料から学外向けのウェブサイトや説明会に至るまで、多様な手段で建学の精神等の基本理念及び教育目的を公開し、ステークホルダーのみならず、社会一般への理解促進を図っています。
実施項目 1－1②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	三つのポリシー(卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針)を内部質保証のPDCAサイクルの起点として機能させるべく、実質化に向けた取り組みを行っています。
実施項目 1－1③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	教学組織における意思決定の権限分散と責任の所在を明確にするため、学則に基づき、「運営会議」と「教授会」という2つの主要な審議機関を設置しています。
実施項目 1－1④	説明
教職協働体制の確保	教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を行うため、教員と職員が適切に分担・協力・連携する「教職協働体制」を整備しています。
実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	教職員の資質向上を目的として、ファカルティ・ディベロップメント(FD)およびスタッフ・ディベロップメント(SD)に係る基本方針や年次計画を策定し、組織的な研修活動を推進しています。

**原則１－２ 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理**

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	大学運営の指針となる中期的な計画を組織的に策定し、具体的な事業項目やスケジュールを明示して実行に移す仕組みが機能しています。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	計画実現のための進捗管理について、「総合戦略室」を中心とした組織体制と、事業計画・報告を通じたPDCAサイクルによって実施しています。

## 原則 2-1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2-1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	「現代社会が要請する有為の人材を育成すること」を建学の精神の核として掲げており、この目標を達成するため、単なる専門知識の授与にとどまらず、カトリック精神に基づいた道德教育や、地域社会のニーズに直結した実学教育を展開しています。
実施項目 2-1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	附置機関である「八戸学院地域連携研究センター」が、自治体や企業との連携窓口および実践的なフィールドワーク活動の中核を担っています。このセンターを通じて、大学の専門性や人的資源を地域社会に還元しています。

## 原則 2-2 多様性への対応

実施項目 2-2①	説明
多様性を受容する体制の充実	「学生相談・特別支援室」が中心となり、障がいを理由として修学に制限を受ける学生に対し、合理的配慮に基づいた支援を行っています。
実施項目 2-2②	説明
役員等への女性登用の配慮	理事 8 名のうち女性が 1 名、評議員 9 名のうち女性が 3 名となっています。役員等への女性登用については、今後も候補者選定にあたっての目標として引き続き配慮します。

## 原則 3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	「寄附行為」に定め、遵守しています。
実施項目 3-1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	「寄附行為」に定め、遵守しています。また、理事長及び業務執行理事が評議員会に陪席し、必要な情報提供や意見交換を行うことで、理事会と評議員会との協働体制を確立しています。
実施項目 3-1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	法人主催の研修会、法人内各種イベントなど情報提供の機会を設けています。

### 原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	「寄附行為」に定め、遵守しています。また、会計監査人の候補者選出及び選任にあたっては、その理由を理事会及び評議員会において説明しています。
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事、会計監査人、および法人の監査室は、互いに情報を共有・意見交換を行う「情報交換会」を実施しています。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	会計監査人との情報交換会、法人主催の研修会、法人内各種イベントなど情報提供の機会を設けています。

### 原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	「寄附行為」に定め、遵守しています。推薦にあたっては、その理由を理事会及び評議員会において説明しています。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	「寄附行為」に定め、遵守しています。また、理事長及び業務執行理事が評議員会に陪席し、必要な情報提供や意見交換を行うことで、理事会と評議員会との協働体制を確立しています。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	「全学的なSD(スタッフ・ディベロップメント)研修」等を通じて、評議員が適切な判断を行うための情報提供と資質向上を推進しています。

### 原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	法人全体の「学校法人光星学院危機管理規程」に基づき、大学・短期大学部独自に「危機管理マニュアル」を整備し、事業継続についても規定しています。
実施項目 3-4②	説明
法令等遵守のための体制整備	「学校法人光星学院公益通報に関する規程」、「学校法人光星学院ハラスメント防止等に関する規程」、「学校法人光星学院個人情報保護規程」に基づき、体制を整備しています。

#### 原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	学則において、「教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供する」ことを定めています。また、情報公開規程を策定し、情報を公開しています。
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	受験生、保護者、地域社会(企業や行政)など、対象に応じて具体的かつ簡潔な表現を用いるよう努めています。

#### Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明
該当なし	